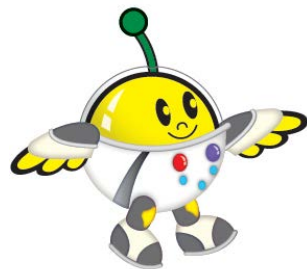


---

# 地域復興実用化開発等促進事業 公募説明資料

---

平成28年3月8日・10日  
福島県商工労働部 産業創出課



ふくしまから  
はじめよう。

Future From Fukushima.

# 福島イノベーション・コースト構想推進施設整備等補助金 (地域復興実用化開発等促進事業)【復興】

地域経済産業グループ  
福島産業復興推進室  
03-3501-8574  
製造産業局 産業機械課  
03-3501-1691  
商務情報政策局 医療・福祉機器産業室  
03-3501-1562

平成28年度予算案額 **69.7億円 (新規)**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 福島県浜通り地域において、国内外の研究者、技術者、企業等の英知を結集するためにも、共同で研究を行い、イノベーションを創出する環境を整備していくことが必要です。
- 今後、福島第一原発の廃炉や被災地域の復興を円滑に進めていくため、その周辺地域において、ロボット技術をはじめエネルギーや農業など多岐にわたる分野の研究開発が実施されることとなりますが、このような先端課題の解決に向けて開発された技術や人材が福島県浜通り地域の産業復興を支える新技術や新産業創出の原動力となることが期待されています。
- そのため、福島県浜通り地域において、イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域の早期の産業復興を実現すべく、
  - ①福島県浜通り地域において実施される実用化開発等
  - ②国際産学官共同利用施設への入居による実用化開発等
 などの費用を支援します。

### 成果目標

- 2020年(平成32年)オリンピック・パラリンピック東京大会までを当面の目標に、福島県浜通り地域に先端的な産業の集積を創出します。

### 条件 (対象者、対象行為、補助率等)



## 事業イメージ

### 地域復興実用化開発等促進事業イメージ

福島県



ロボット技術等イノベーション・コースト構想の重点分野(\*)について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用を補助します。  
\* 廃炉、ロボット、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産業等の分野を言います。

### 【支援対象となる実用化開発等】

#### ①福島県浜通り地域において実施される実用化開発等

- 地元企業等  
補助率 大企業1/2、中小企業2/3
- 地元企業等と連携して実施する企業  
補助率 大企業1/2、中小企業2/3

#### ②国際産学官共同利用施設への入居による実用化開発等

補助率 大企業1/2、中小企業2/3

**整備後実施**



共同利用施設イメージ図

# 1 事業の目的

- イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業等との連携による実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域の産業復興の早期実現を図る。

### 1 事業の目的

- **イノベーション・コースト構想**の重点分野について、地元企業等との連携による実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域の産業復興の早期実現を図る。

## 2 事業の要件（定義）

### ● イノベーション・コースト構想

- 政府の「骨太の方針2014」に盛り込まれた、“福島県浜通り地域の自立的な地域経済の復興に向けて、新技術や新産業の創出等の実現を目指す”ための構想

### 1 事業の目的

- イノベーション・コースト構想の**重点分野**について、地元企業等との連携による実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域の産業復興の早期実現を図る。

### ● 重点分野【補助対象分野】

- ロボット、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産業、環境回復、住民の健康確保につながる医学(医療機器等)又は廃炉・汚染水対策など放射線の知識が必要となる分野等

### 1 事業の目的

- イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業等との連携による実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域の産業復興の早期実現を図る。

## ● 福島県浜通り地域【補助対象地域】

- “いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村”の15市町村
  - ✓ 避難指示を受けた被災12市町村に、いわき市、相馬市、新地町を加えた地域が対象です。

## 1 事業の目的

- イノベーション・コースト構想の重点分野について、**地元企業等**との連携による実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域の産業復興の早期実現を図る。

## ● 地元企業等【補助事業者】

➤ 福島県浜通り地域に拠点が所在する法人格を有する以下の団体等

- ◆ 本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業
- ◆ 国立研究開発法人である研究所、大学、高専
- ◆ 農業協同組合その他の団体
- ✓ 単独で本事業への提案が可能です。

### 1 事業の目的

- イノベーション・コースト構想の重点分野について、**地元企業等との連携**による実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域の産業復興の早期実現を図る。

## ● 地元企業等との連携【補助事業者】

- 地元企業等と連携して実施する企業
  - ✓ 企業に限るものとします。
  - ✓ 福島県浜通り地域以外の企業との連携が可能です。
  - ✓ 地元企業等が主となるよう考慮してください。



### 1 事業の目的

- イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業等との連携による**実用化開発等**を促進し、福島県浜通り地域の産業復興の早期実現を図る。

## ● 実用化開発等【補助対象】

- 原則として、浜通り地域において実施される重点分野に係る研究開発や実証など実用化・事業化に向けた取組。
  - ✓ 製品開発に限らず、製品等を構成する部品や要素技術なども対象です。
  - ✓ 基礎研究や可能性調査は、対象外です。



## ポイント①

- **今後、浜通り地域に拠点を設ける予定である。地元企業等として認められるのか？**
  - 平成28年度(補助対象年度)内に拠点を整備し、そこで実用化開発等を行えば地元企業等として認められます。
    - ✓ 浜通り地域の産業復興に寄与するかどうか(審査項目)を踏まえて提案して下さい。

 **ポイント②**

- **震災により、浜通り地域外へ移転しているが、地元企業等として認められるのか？**

- **認められません。**
  - ✓ 浜通り地域に、登記や生産拠点等が残っていても、従業員がおらず、実質的に、実用化開発等ができない場合は、認められません。
  - ✓ 平成28年度に再開し、実用化開発等を行うようであれば、対象になります。



## ポイント③

- **個人事業者は、補助事業者になれるか？**
- **県の試験研究機関は、補助事業者になれるか？**
  - なれません。ただし、委託先としての参画は可能です。
    - ✓ 国立研究開発法人の研究所や大学、高専は、補助事業者に限らず、委託先にもなれます。
    - ✓ 委託費は直接経費の30%以下であることに留意ください。



## ポイント④

### ● 連携して実施する場合、どの様に提案すればよいのか？

- 個々に、提案していただきます。
  - ✓ 連携体全体としての計画と担当分の計画を提案書に示していただきます。
  - ✓ 事業計画名は連携体で統一してください。
  - ✓ 交付決定や補助金の支払いも個々に行います。実績報告等も個々に行っていただきます。



## ポイント⑤

### ● 福島県浜通り地域以外での実用化開発等は認められるのか？

- 原則として、浜通り地域で実施いただく必要があります。
- 浜通り地域の産業復興に寄与するかどうか、審査項目の1つです。この点を踏まえ判断されます。
  - ✓ 施設・設備等は、より厳しく審査されます。



## ポイント⑥

- **複数年の実用化開発等は可能か？**
  - 3年間(平成30年度まで)を上限として複数年計画による提案が可能です。
  - ただし、毎年度、提案し審査を受ける必要があります。
    - ✓ 毎年度、成果を踏まえ審査を受けます。
    - ✓ 次年度の継続が確約されたわけではありません。

# 3 補助率、補助上限額

## ● 補助率

	地元企業等	地元企業等と連携して実施する企業
中小企業	2 / 3	2 / 3
大企業	1 / 2	1 / 2

### 【 中小企業の定義 】

業種	定義（従業員規模・資本金規模）
製造業、その他業種	300人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下

注1) 国立研究開発法人である研究所、大学、高専は、“中小企業”とみなす。

注2) 農業協同組合など、農林水産業は、“その他の業種”とみなす。

注3) いわゆる“みなし大企業”は大企業の補助率が適用されます。



## ● 補助率

- ✓ 連携申請の場合、個々に中小企業・大企業の別を判断します。

## ● 補助上限額

- 補助額は、補助対象経費に補助率を乗じた額とする。
- 補助上限額は、**1事業計画あたり、7億円**（複数企業等による連携申請の場合、合計額）とする。
  - ✓ 補助対象経費の上限は、大企業のみの場合14億円、中小企業のみの場合10.5億円になります。
  - ✓ 複数年計画であっても、年度毎の額となります。
  - ✓ 連携申請の場合、地元企業等が主となるよう考慮してください。

# 4 補助対象経費

	経費区分	内容
1 直接 経費	①調査設計費	②施設工事費、③機械設備費の整備・設置計画に係る調査費及び設計費
	②施工工事費	<p>実用化開発等を行うために不可欠で最低限必要な施設(これらと一体的に整備される設備を含む。)の整備又は改修に要する経費(土地の取得造成費を除く。)及び既存設備の移設に必要な経費</p> <p>注1:撤去費(既存建物解体費、既存設備の撤去費)、外構工事費及び施設本体に直接関係のない工事費は補助対象外。</p> <p>注2:補助目的を達成するために不可欠で最低限必要な既存設備であって、新規に導入する設備と合わせて使用する必要がある設備の移設に係る経費は対象とすることができる。ただし、移設に係る経費が、既存設備と同じ設備を新たに導入するより経済的である場合に限る。</p>
	③機械設備費	<p>実用化開発等に必要機械装置(ソフトウェアを含む)の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕等に必要経費</p> <p>実用化開発等を実施するために直接必要な機械装置を製作するために必要な工具器具備品(木型、金型を含み、耐用年数1年以内のものを除く。)の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費</p>

## 4 補助対象経費

	経費区分	内容
1 直接経費	④人件費	実用化開発等に直接従事する者の人件費
	⑤材料費等	実用化開発等に必要な材料・副資材、消耗品等の購入に要する経費
	⑥外注費	実用化開発等に必要な加工等試作、試験・実験、分析、ソフトウェア製作等を外注する場合に要する経費
	⑦委託費 ※	民間企業、大学、公設試験場等へ実用化開発等の一部を委託する場合(試験・評価、知的財産権先行調査・出願等、市場調査等実用化開発等に必要な調査等の委託を含む)に要する経費
	⑧その他の諸経費	実用化開発等に必要な謝金、旅費、事務経費(通信・運搬費、印刷製本費、使用料・賃借料、光熱水費、補助員費、知的財産権等取得・申請経費、展示会出展・市場調査費等に必要な経費を含む。)
2 間接経費		1 直接経費の5%以下

※ 1 上記の経費については、原則として、福島県浜通り地域において実施される場合に限る。

※ 2 ⑦の経費については、1 直接経費の30%以下であることが必要。

※ 3 使用実績の把握が困難な材料等は、補助対象経費とはならない。

### 4 補助対象経費

	経費区分	主な内容（実用化開発等に必要なものに限る）
1 直接経費	①調査設計費	②、③の整備、設計計画に係る調査費及び設計費
	② <b>施設工事費</b>	実用化開発等を行うために不可欠で必要最低限な施設の整備、改修の経費（ <b>土地の取得造成費を除く</b> ）、既存設備の移設の経費
	③機械設備費	実用化開発等に必要機械装置の購入、試作、改良、据付け、借用、修繕等の経費

## ● 施設工事費

- ✓ 実用化開発等を行うために不可欠で必要最低限の施設に限られます。
- ✓ 土地の取得費や造成費は対象外です。
- ✓ 撤去費、外構工事費及び施設本体に直接関係のない工事費は対象外です。
- ✓ 新規に導入する設備と合わせて使用する必要がある設備の移設に係る経費は対象（新たに導入するより経済的な場合に限る）です。

### 4 補助対象経費

	経費区分	主な内容（実用化開発等に必要なものに限る）
1 直接経費	⑥外注費	加工等試作、試験・実験、分析、ソフトウェア制作等を外注する経費
	⑦委託費	民間企業、大学、公設試験場等への実用化開発等の一部を委託する経費

※⑦の経費については、1 直接経費の30%以下であることが必要。

## ● 外注費

- ✓ 研究開発要素が含まれていない（仕様書や設計書どおりに製作等を行う場合など）ものです。

## ● 委託費

➤ **直接経費の30%以下**とする。

- ✓ 研究開発要素が含まれている（仕様書や設計書等を基に自らの判断で開発する場合など。委託契約書が必須）ものです。

### 4 補助対象経費

経費区分	主な内容（実用化開発等に必要なものに限る）
2 間接経費	1 直接経費の5%以内

## ● 間接経費

➤ **直接経費の5%**まで認められます。

- ✓ 実用化開発等に取り組む上で必要な実証や研究における環境改善やその機能向上に活用するための経費です。
- ✓ 直接経費では支出できない用途に使用して下さい。
- ✓ 事業者の裁量で執行できます。証拠書類の提出は不要です（使途の報告程度のみ）。



## ポイント⑦

- **浜通り地域に工場を立地したいが、補助対象として認められるか？**
  - 認められません。
  - 実用化開発等を達成するために不可欠で必要最低限の施設のみ認められます。
    - ✓ 生産等の施設は、県等が実施する立地補助金を活用して下さい。
    - ✓ 生産設備等も同様です。



# 5 評価項目

## 1 事業の目的

- イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業等との連携による実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域の産業復興の早期実現を図る。

## ● “浜通りの産業復興”に寄与する実用化・事業化に向けた取組であること。

- 技術面、実用・事業化の面から審査。
  - ✓ 3年以内(平成30年度)に実用化・事業化が実現できる計画であること、が重要です。
  - ✓ 目標の妥当性、目標達成のための課題解決方法・計画の妥当性・経営資源(人材、体制、技術等)、目標達成後の波及効果などを審査します。

## 6 今後について

### ● 公募時期

- 4月以降、1カ月程を予定。
  - ✓ 予算枠に達しなかった場合、直ちに第二次公募を実施します。
  - ✓ 県HPなどで周知します。

### ● 審査会

- 公募〆切の後、1週間後を目安にヒアリング形式で実施。

## ● 研究開発期間

- 交付決定日～平成29年2月末日
  - ✓ 採択内示の後、改めて申請書を提出いただき、申請内容を精査の上、交付決定となります。
  - ✓ 公募開始時期や申請書等の手続き次第ですが、6月初めには事業着手が可能となる見込みです。
  - ✓ 交付決定前に発注等したものは補助対象外です。
  - ✓ 期間末日までの支払い分が補助対象です。
  - ✓ 施設整備等は、次年度の繰り越しを認める場合があります。



## ポイント⑨

### ● 概算払いは可能か？

- 必要性が認められれば、1回限り、支払いが完了した部分についてのみ、交付決定額の1/2を上限として可能です。
  - ✓ 最大額が受け取れるのは、交付決定額の1/2を支払ったタイミングです。
  - ✓ 概算払請求の際は、支払額の証拠書類の提示が必要です。

## 7 留意事項

### ● 本事業の実施について

- 平成28年2月議会における平成28年度当初予算案の議決が前提です。
  - ✓ 予算の成立状況や国との協議次第では、内容が変更となる場合もあります。

### ● 不明な点について

- 県庁産業創出課までご相談ください。

ご清聴ありがとうございました。

**ご連絡先 福島県商工労働部産業創出課**

**TEL:024-521-7283**

**E-mail: [business@pref.fukushima.lg.jp](mailto:business@pref.fukushima.lg.jp)**